

東京都民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定書

公益社団法人東京都医師会（以下「甲」という。）と全国健康保険協会東京支部（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、以下の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、全国健康保険協会の加入者、ひいては都民の健康増進及び健康寿命の延伸の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項に関して、連携及び協力する。なお、実施方法、実施時期やその他具体的な実施事項については、甲及び乙で協議の上、別途定めることとする。

- （1）特定健康診査やがん検診の受診促進に関すること
- （2）生活習慣病の発症予防と重症化予防に関すること
- （3）受動喫煙防止対策に関すること
- （4）フレイル予防に関すること
- （5）ヘルスリテラシーの向上に関すること
- （6）かかりつけ医の普及に関すること
- （7）その他都民の健康づくりの推進に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に掲げる連携・協力事項の検討及び実施により、知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者（以下「開示者」という。）の個人情報を開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙間で協議して決定する。

甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれに署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年6月19日

甲 東京都千代田区神田駿河台2丁目5番地
公益社団法人東京都医師会
会 長

尾崎 治夫

乙 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会東京支部
支部長

柴田 潤一郎